

(お知らせ)

## 【 建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格の算定方法 】

(令和5年4月1日以降)

曾於市が令和5年4月1日以降に指名通知を行う建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格の算定方法については、下記のとおりとします。

入札参加者の皆さまにおかれましては、算定方法及び適用期間について、十分留意された上で、入札に参加くださるようお願いいたします。

記

対象業務 (予定価格(税込)が50万円を超える業務)	最低制限価格の算出割合
(1) 測量業務	10分の8.2
(2) 建築関係の建設コンサルタント業務	10分の8
(3) 土木関係の建設コンサルタント業務	
(4) 補償関係コンサルタント業務	
(5) 地質調査業務	10分の8.5

### ○ 最低制限価格(税抜)の算定方法

予定価格に上記の割合を乗じて得た額

$$\text{予定価格(税抜)} \times \text{最低制限価格の算出割合} = \text{最低制限価格(税抜)}$$

(算定された額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた額とする。)